

(2)幅員の設定

生活道路は、昭和61年に「調布市生活道路網整備計画」において、計画幅員を設定し、その後、計画の修正等を行っているものの、その多くは昭和61年に検討された計画幅員となっている。

このため、目指すべき地区内道路網では、道路網構築の視点（地区内道路網）ごとに幅員の考え方を整理し、改めて幅員を設定する。

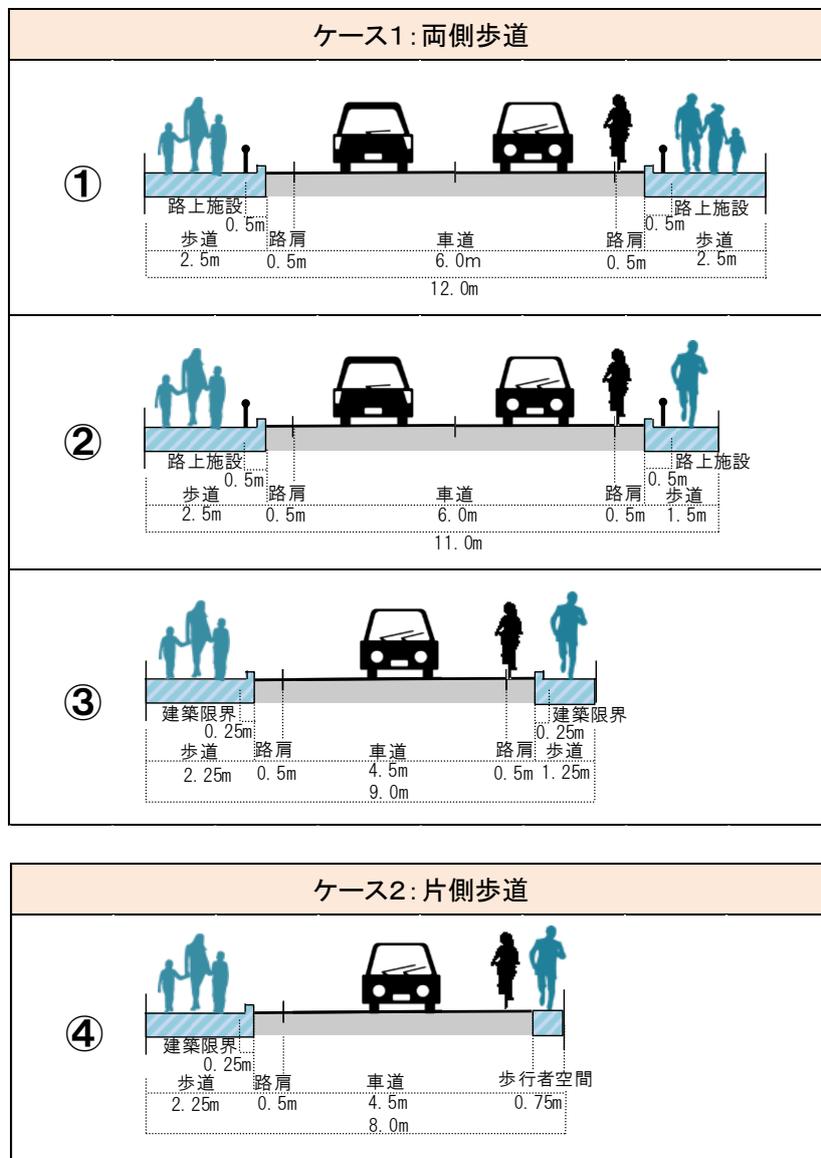
表 道路幅員設定の考え方

道路網構築の視点 (地区内道路網)		道路幅員設定の考え方	計画幅員	想定断面構成*
鉄道駅へのアクセス性 向上に資する道路網の 構築	・路線バスの走行路線	路線バスの走行に伴う歩行者の安全性を確保する。 両側に、歩道または歩行者空間を確保する。	7.5~12.0m	①~⑤
	・ミニバスの走行路線	ミニバスの走行に伴う歩行者の安全性を確保する。 両側に歩行者空間を確保する。	6.0~8.0m	④~⑥
	・徒歩・自転車による アクセス路線	歩行者と自転車を優先させる道路とする。 車道は4.5mを確保し、両側に歩行者空間を確保する。	6.0m	⑥
	・駐輪場への アクセス路線	歩行者と自転車がそれぞれ安全に通行できる道路とする。 車道は4.5mを確保し、両側に歩行者空間を確保する。	6.0m	⑥
地域の拠点や主要施設 への安全で快適な移動を 支える道路網の構築	・小学校への アクセス路線	通学時の児童の安全性を確保する。 片側歩道または両側に歩行者空間を確保する。	7.5m・8.0m	④、⑤
	・地域福祉センターへの アクセス路線	高齢者や地域住民など施設利用者の安全性を確保する。 片側に歩道を設置する。	8.0m	④
緊急時の物資や 活動人員の輸送を支える 道路網の構築	・消防活動困難区域の 解消に資する路線	震災時に消防車がスムーズに通れる幅員を確保する。	6.0m	⑥
	・消防活動時に必要な 路線	消防署へのヒアリング結果より、幅員6mを確保する。	6.0m	⑥
緊急時の避難を支える 道路網の構築	・都市計画道路、都道と 避難所間の路線	徒歩で避難所や広域避難場所に確実に到達できるようにする。	6.0m	⑥
	・広域避難場所と都市 計画道路間の路線	建物等の倒壊によって道路が閉塞されない幅員を確保する。		
中心市街地のにぎわいの 創出に寄与する道路網の 構築	・中心市街地を回遊する ために必要な路線	歩行者と自転車がそれぞれ安全に通行できる道路とする。	6.0m	⑥
住みやすいまちを形成 する道路網の構築	・道路愛称の付いている 路線のうち、市民生活 に密接に関連し日常の 交通を支える路線	歩行者と自転車がそれぞれ安全に通行できる道路とする。	6.0m	⑥

・断面構成

断面構成については、3 ケース（両側歩道、片側歩道、歩行者空間）を想定する。

なお、道路整備の具体的な計画・実施段階では、道路に期待される機能と役割を考慮し、現地の状況を踏まえて断面構成を設定する。



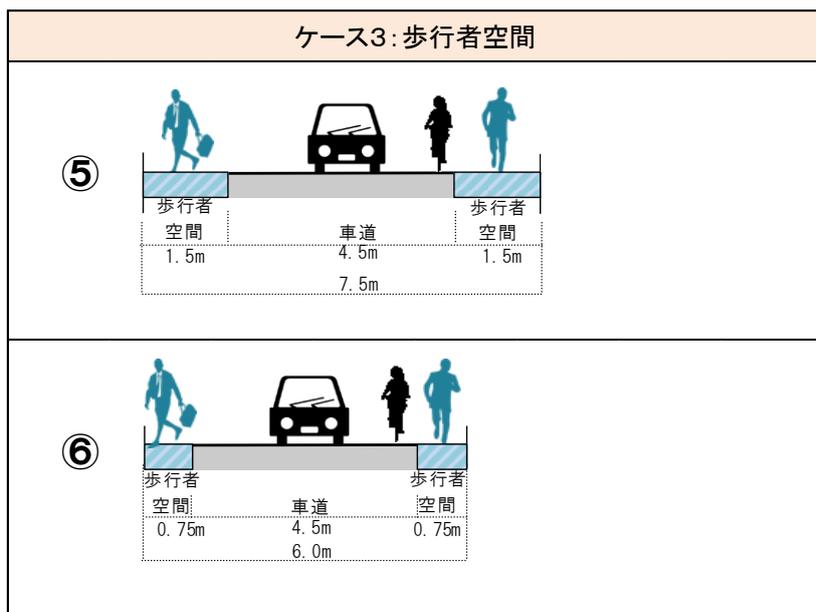




写真 ①・②の断面イメージ



写真 ③の断面イメージ



写真 ④の断面イメージ



写真 ⑤・⑥の断面イメージ

(3) 目指すべき地区内道路網

6つの道路網構築の視点から、抽出した路線を重ね合わせ、目指すべき地区内道路網を構築した。

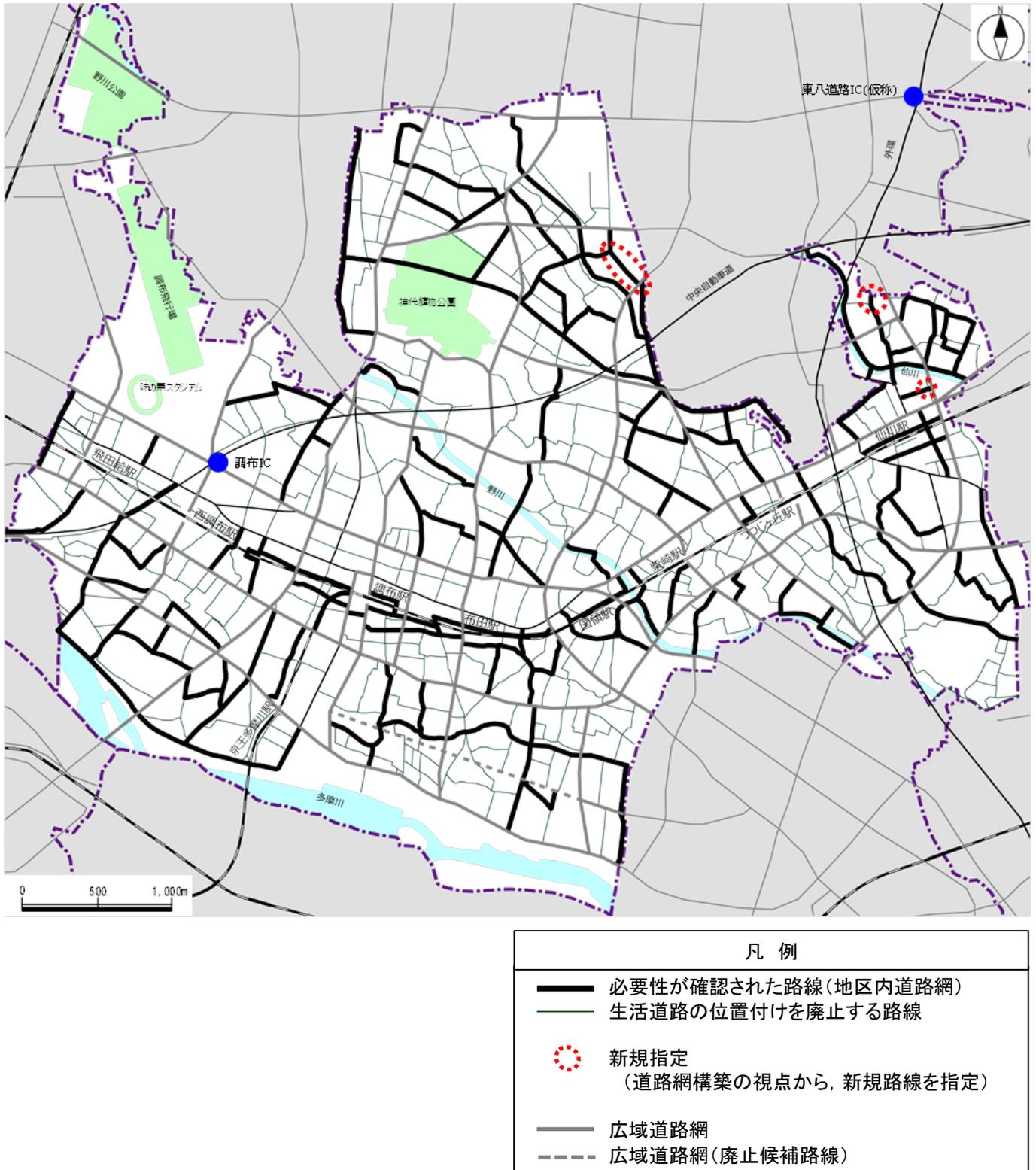
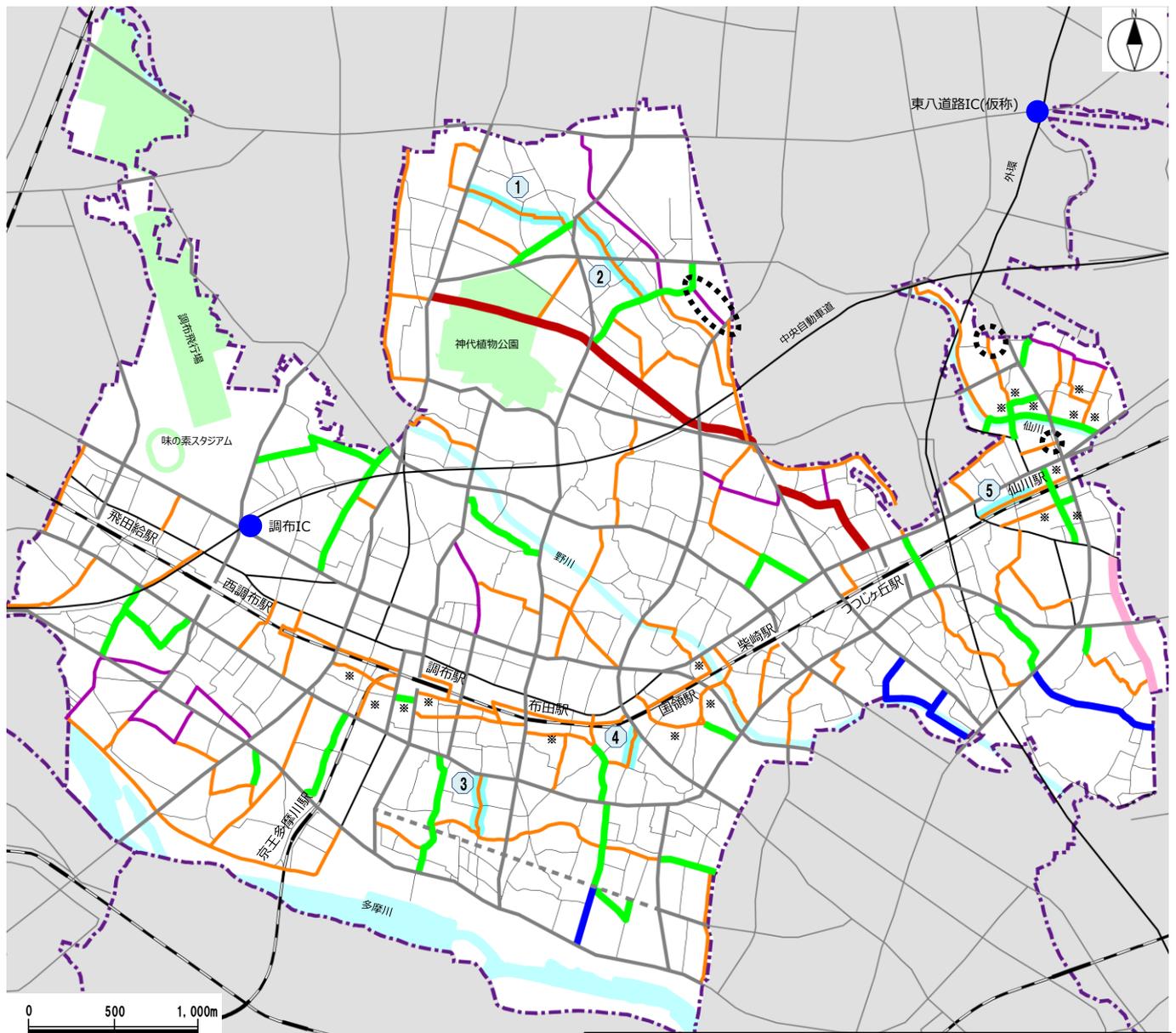


図 目指すべき地区内道路網



※地区計画で路線の位置付けがある道路
 地区計画で区画道路の計画がある道路
 は、区画道路の幅員で整備する。
市境道路の取扱い
 市区境の路線は、隣接市区と調整のうえ、
 進めていく。

凡例	
必要性が確認された路線(地区内道路網)	
	幅員 6.0m
	幅員 7.5m
	幅員 8.0m
	幅員 9.0m
	幅員 11.0m
	幅員 12.0m
	事業中路線
	生活道路の位置付けを廃止する路線
	広域道路網
	広域道路網(廃止候補路線)
	新規指定(道路網構築の視点から、新規路線を指定)

図 目指すべき地区内道路網(幅員)

表 事業中路線

No	路線	区間	延長(m)
1	市道北37・48号線	調布3・2・6号線（武蔵境通り） ～市道北56号線	670
2	市道北69号線	調布3・4・26号線（三鷹通り） ～主要市道8号線（消防大学通り）	640
3	市道南123号線	調布3・4・10号線（品川通り） ～市道南124号線（羽毛下通り）	380
4	市道南148号線	調布3・4・18号線（狛江通り） ～市道南148号線	250
5	市道東110号線	都道118号～ 市道東112-3号線（ハーモニーロード）	360
	合計		2,300

(4)計画の位置付けを廃止する路線（地区内道路網）

調布市生活道路網計画において、生活道路として位置付けていた路線について、道路網構築の視点により道路網の必要性を確認した結果、いずれの視点にも該当しなかった路線については、道路網計画の策定をもって地区内道路網から位置付けを廃止する。

広域道路網における廃止候補路線や地区内道路網における計画の位置付けを廃止する路線については、下記の3種類の取扱いが考えられる。

(1) 現道がある場所

新規に道路の拡幅整備は行わないが、現道はそのまま道路として残る。

(2) 現道がない場所

新規に道路の整備は行わない。

(3) (1)のうち、建築基準法第42条第2項に該当する公道

地権者等からの申請に基づき、「狭あい道路拡幅整備事業」により、セットバック部分のL型側溝の整備を行っている。